

2021年10月1日

住宅セーフティネット法は、既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、「住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯、低所得者、被災者等）」が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ることを目的とする法律であり、2017年（平成29年）4月に改正されています。改正法では、都道府県による「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画」の策定、住宅確保要配慮者が入居できる住宅の登録および情報公開、登録住宅の改修や入居への支援、居住支援法人による「家賃債務保証」の実施などについて定められている。ここでは、所得再分配制度としての住宅セーフティネット法に基づく取組みについて考察します。

①制度の概要

公営住宅は、ナショナル・ミニマム（憲法第25条生存権の保障）の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で供給され、所得制限があり収入による変動家賃を採用しているケースが殆どです。市場メカニズムでは社会的効用が最大にならないことから、厚生経済の第2定理（所得再分配）により公営住宅が低所得者の最低居住水準に配慮されつつ所得再分配機能を担ってきました。住宅セーフティネット法により、既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、「住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、低所得者、障がい者、被災者など）」が入居しやすい賃貸住宅の供給を推進してきました。

②現金支給と現物支給

公営住宅等の現物支給より所得補助の方が効率的な資源配分であるとの議論があります。新古典派経済学では、所得を現金で直接再分配することには反対しないものの、住宅のような特定の消費財を対象として政策介入することには反対する傾向にあります。市場に政府が介入して均衡点を動かそうとすると死重の損失が発生して非効率となるからです。しかし、制度派経済学的には再分配は必要原則に基づいて公正を追求しており、死重の損失という費用を支払って公正という価値を購入していると整理できます。また、現金支給が最低居住水準の確保以外の目的に使用される可能性があり、不正受給の可能性を排除する観点からも現物支給が支持されています。

③貧困の悪循環

生活保護と同様に公営住宅においても、「貧困の悪循環」（所得が増えると、それまでの保障が受けられなくなることから、就労意欲を削ぎ、結局は貧困から抜け出せない社会保障制度の矛盾）が観察されています。公営住宅においては、民営借家と比較して入居後の経過年数が相当長くなっており入居後長期間にわたり継続して居住する傾向にあります。公営住宅での居住者の滞留は、入居者募集での高倍率となり、より困っている住宅確保要配慮者を排除してしまう結果となることから問題となります。「貧困の悪循環」に陥らないための工夫が何より求められます。短期的には公営住宅によるセーフティネットを提供しても、家賃の年次累進性をビルトインしつつ、様々な取組で粘り強く自立に向けた出口戦略を支援することが求められます。

④高齢化を踏まえた今後の社会保障

現時点では、住宅全体における高齢化率は全国平均以下であるものの、1970年代前半に建設された団地では全国平均を上回っています。開設から40年以上経過した団地では、居住者が高齢化かつ孤立化し、多くが要介護認定を受け介護サービス等を利用しているという地域課題を抱える自治体が散見されます。今後10年のうちに急激に高齢化率が上がり、多くの住民が医療介護により「支えられる側」という制度依存地区が多数発生することが懸念されます。

「社会連帯」が生むプラス面は共存と公正です、同時にマイナス面の甘えの行動、勤労意欲・貯蓄意識・健康努力の減退、過剰消費といった人間の欲望が節度なく作用します。「中福祉・低負担国家」が長期的に存在しないことは歴史が語っており、痛みの伴う経済危機というもう一つの見えざる手により終焉を迎えます。公へ寄りかかる「依存」から生きがいある「自立」の支援制度への思想転換の時であり、社会保障制度の理念は「自立」と「社会連帯」であり社会保障の持つ功罪を学び、本質に基づき議論に臨むことが我々の責務となっています。「自立」と「社会連帯」を柱とする社会保障の理念を共有しつつ「自立」を支援していく必要があります。